

東硝基発第 26 号
平成 19 年 4 月 13 日

事業主様

東日本硝子業厚生年金基金

理事長 渡邊 宏 男



厚生年金保険法の改正に伴う基金規約の変更事項について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営にあたり格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 16 年度の法律改正により、平成 19 年 4 月 1 日から、離婚時における厚生年金保険の分割、65 歳以上の老齢厚生年金繰下げ、70 歳以上の在職者に係る支給停止及び受給者の申出による年金支給停止等の制度が新しく施行されました。

厚生年金基金は、国の厚生年金の一部を代行して給付しておりますので、基金においても様々な影響が出るため、2月19日開催の代議員会において対応方法等について、慎重にご審議いただき、3月27日厚生労働大臣あて規約の認可申請書を提出いたしました。

基金規約の変更事項について、厚生年金保険法の改正内容と併せて次のとおりご通知申し上げます。

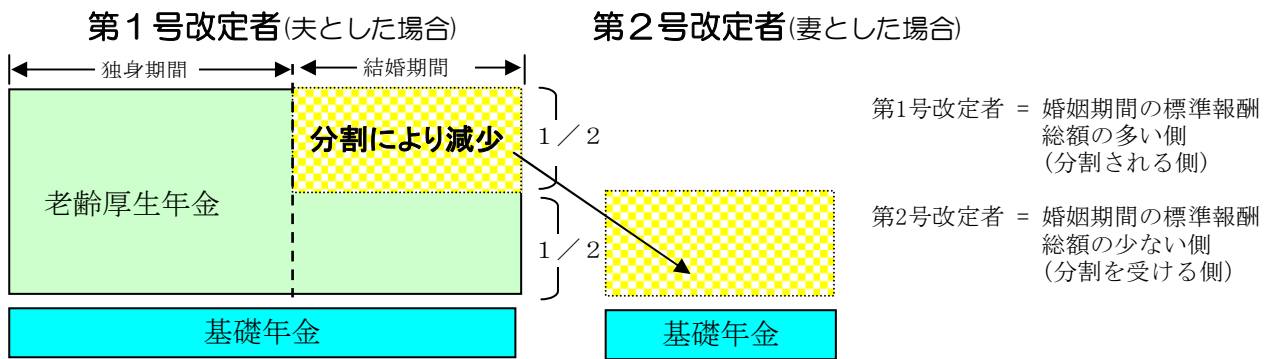
1. 離婚時の年金分割制度

(厚生年金保険)

- 19年4月以降に成立した離婚を対象に、婚姻期間中の厚生年金を当事者間で分割できる制度が導入されました。
- 離婚した時に、施行前の期間も含め婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を標準報酬総額(標準報酬月額と標準賞与額の総額)の多い方(第1号改定者)から少ない方(第2号改定者)へ分割することが可能となりました。
分割の按分割合は、配偶者の同意または裁判手続きによって決定します。
(按分割合の上限は、当事者双方の婚姻期間中の合計の2分の1まで)
※当事者双方の老齢基礎年金は分割の対象外です。
- 年金分割の請求を社会保険事務所に届出ることにより、按分割合に基づき夫婦それぞれの保険料納付記録が決定されます。
そして、改定後の記録に基づいて計算された老齢厚生年金を当事者双方が自分の年金支給開始年齢から受給します。
(既に年金を受給している場合は、分割改定の請求をした月の翌月分からの年金額が改定されます)

[厚生年金保険分割のイメージ]

(専業主婦世帯) 按分割合1/2の場合

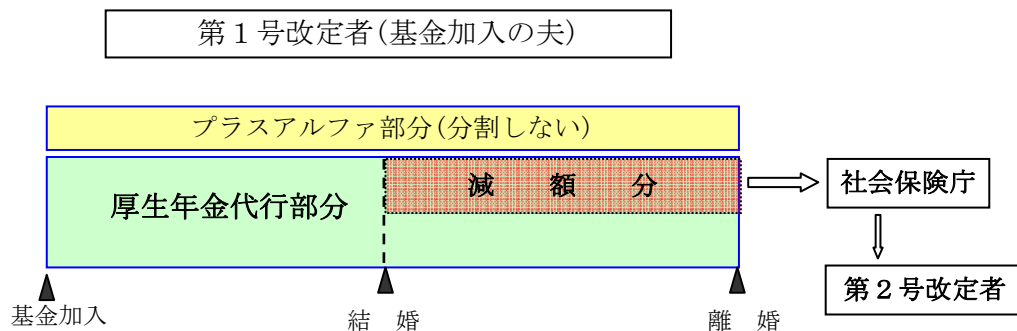


※共働き世帯の場合は双方の厚生年金の合計の最大1/2まで分割可能
 (夫の厚生年金－妻の厚生年金) ÷ 2が妻に上乘せ

当基金の対応

- 当基金においても、国と同様に離婚時の年金分割制度を導入します。
- 国の厚生年金の分割により国の厚生年金が減額された場合は、基金からの年金も同様に減額となります。
- 離婚時の年金分割の請求は社会保険事務所でを行います。当基金での手続きは必要ありません。
- 離婚分割の第1号改定者が当基金の加入員又は年金(待期者)受給権者の場合は、社会保険庁から基金宛に改定割合の通知が届きます。
 当基金では、厚生年金の代行部分を、その割合に応じて減額改定いたします。
 また、同時に当事者(第1号改定者)へ減額改定する旨の通知をしたうえで、減額分の年金原資(現価相当額)を社会保険庁に移換します。
 これによって、第2号改定者(分割を受ける方)が、国から厚生年金として受給します。
- 基金のプラスアルファ部分は離婚分割の対象にはなりません。

《基金代行部分分割のイメージ》

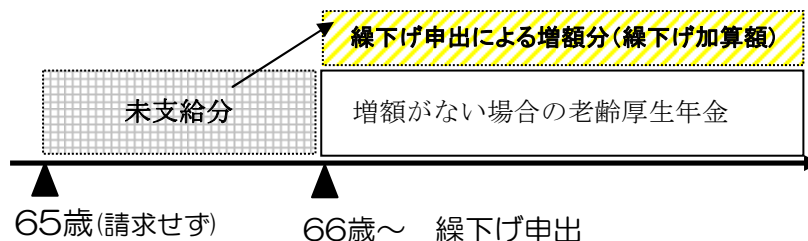


※第2号改定者が基金に加入している場合であっても、増額分は国から支給されるため、基金での第2号改定者への増額分の支払は行いません。

2. 年金の支給繰下げ制度の導入

(厚生年金保険)

- 平成19年4月以降に65歳を迎える国の老齢厚生年金の受給権者（昭和17年4月2日以降生まれ）の方は、老齢厚生年金の支給繰下げ受給ができます。
- 繰下げ期間は5年以内で、繰下げ開始（原則65歳時点）以降、繰下げ終了までの間は、老齢厚生年金の支給は停止されます。
- 繰下げ終了後の老齢厚生年金の額は、繰下げた期間に応じて1月当たり年金の0.7%が繰下げ加算額として加算(上限60月まで)され、終身受取ることができます。
- 年金を受取りたい年齢になったら、その時点で繰下げ請求を社会保険事務所でを行います。すでに65歳から年金を受取っている場合は、繰下げできません。
- 65歳から70歳で在職中の方は、60歳台後半の在職支給停止額を除いた額が繰下げ加算の対象額となります。
- 60歳から65歳までの間に支給される特別支給の老齢厚生年金は、繰下げの対象となりません。



当基金の対応

- 当基金においても、国と同様に年金の支給繰下げ制度を導入します。国の老齢厚生年金を繰下げの場合は、同様に基金の年金の支給繰下げを行う必要があります。
- 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げ開始から終了までの間は、年金の支給は停止されます。
- 基金で繰下げをした場合は、国と同様に繰下げによる増額分（代行部分およびプラスアルファ部分）が基金の年金に加算されます。加算額は、国と同様に政令で定められた乗率（1月当たり0.7%、繰下げ期間（上限60月））により算出します。
- 国の老齢厚生年金の繰下げを開始（原則65歳時点）する時点および国の老齢厚生年金の繰下げを終了する時点で、基金あて届出する必要があります。
- ※国の老齢厚生年金の繰下げを開始する時点で、基金あて届出がない場合、本来基金の年金給付を停止すべきところ、基金の年金給付を継続支給することとなり「過剰払い」が発生し、後日判明した場合、当該過剰払い額を基金へ返納しなくてはならなくなるので、注意が必要です。
- 基金の繰下げは、老齢厚生年金を繰下げした場合に行われるもので、老齢基礎年金だけの繰下げの場合、繰下げできません。

3. 70歳以上の方の在職支給停止制度の導入

(厚生年金保険)

○厚生年金の被保険者資格のない70歳以上の在職受給者に対しても、60歳後半の在職支給停止の仕組みが適用されることとなりました。

平成19年4月以降70歳になる方（昭和12年4月2日以降生まれ）が対象となります。

※（60歳後半の在職支給停止の仕組み）

年金月額と報酬（標準報酬月額と年間標準賞与額の1/12）の合計が48万円を超えるときは、その超えた額の1/2が停止されます。

○厚生年金の「被保険者」の定義の変更ではないので、60歳後半の在職者とは異なり、保険料の負担はありません。

当基金の対応

○当基金においても、国と同様に70歳以上の方の在職支給停止制度を導入します。当基金の支給停止対象となる方は、70歳以上で当基金の加入事業所に勤務されている方です。

※平成14年4月以前に当基金の年金の受給権を取得されている方（原則として、昭和17年4月1日以前生まれ）は、支給停止の対象とはなりません。

○70歳以上の方の在職支給停止は、代行部分のみで、プラスアルファ部分は停止しません。

○支給対象者については、社会保険庁からの情報に基づき、自動的に基金の年金の支給が行われます。

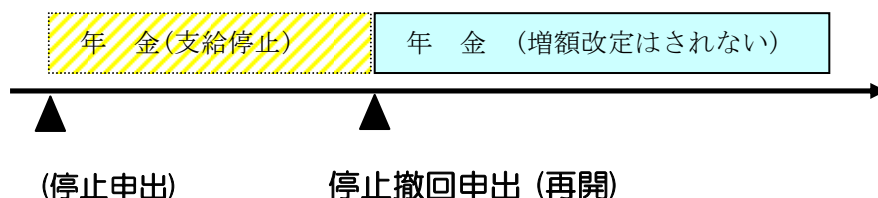
4. 受給者の申し出による年金支給停止制度の導入

(厚生年金保険)

○平成19年4月1日以降、国の厚生年金の受給権者が申出ることにより、国の厚生年金の支給を全額停止することが可能となりました。（一部のみの停止は、認められていません）

※在職老齢年金制度によって、予め年金の一部が支給停止されている場合は、停止額を控除した額が、対象となります。

○支給停止の申出は、将来に向けていつでも撤回することが可能です。撤回する前の停止された年金額を遡って受給することはできません。撤回後は、全額が支給されますが、繰下げ制度とは違うので、増額改定されることはありません。



当基金の対応

- 当基金においても、国と同様に受給者の申し出による年金支給停止制度を導入します。国の老齢厚生年金を支給停止の申出をした方は、基金の年金（代行部分・プラスアルファ部分）の支給停止を申出することができます。
- 当基金の年金を支給停止する時点および解除する時点で、基金宛届出の必要があります。
- 国同様、支給停止の申出による増額はありません。

※規約の新旧対照表は、当基金のホームページ（<http://www.glskkn.com>）にアップロードしてありますので、ご参照ください。同ホームページの規約については、近日中に更新を予定しております。
ご不明の点等ございましたら、当基金（TEL:03-3633-6445）までご連絡ください。